

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3

電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>

電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



## 家畜伝染病防疫演習について

計測



農場主聞き取り

去る平成25年9月11日に、熊本県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習実地演習が開催されました。今回は、通報があつてからの初動対応を、それぞれの班に分かれて演習しました。廃業された農場をお借りしての実地演習もあり、当家保は事前調査班として参加しました。マニュアルを検証することが目的ですが、思いがけず計測に手間取ったり、防護服着用下での作業が困難であったりといったマニュアルには記載されていない課題が認められました。有事の際には迅速に対応できるよう今後とも備えていきたいと思ひます。

これから渡り鳥の季節になりますので、関係者の皆様にはよりいっそうの防疫対策をお願い申し上げます。

なお本演習の合同検討会が**10月30日(水)**に合志市の農業大学校で開催される予定です。

また、来る**平成25年11月8日(金)**には、天草地域の家畜伝染病防疫演習を開催します。9月に開催した天草地域家畜伝染病対策連絡会議では車両消毒の実演を行いました。今回は**生鶏を使用した捕鳥と、模擬鶏を用いた殺処分等の実演**を行う予定となっております。万が一鳥インフルエンザが発生した際には飼養鶏の殺処分等、関係者の皆様には防疫作業にご協力頂くこととなります。鶏をケージから出す作業は経験していなければ案外難しいこともあります。防疫演習の参加が初めてという方もいらっしゃると思ひます。是非御参加頂き作業内容の再確認をお願いします。



毎月**20日**は「**くまもと家畜防疫の日**」



# アフリカ豚コレラについて

- ・アフリカ豚コレラウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い（急性経過では100%死亡）伝染病です。
- ・日本は本病の清浄国ですが、アフリカでは常在的に、ロシアやその周辺諸国でも2007年頃より発生が確認されています。（ロシアではこれまでに60万頭以上が死亡もしくは淘汰、グルジアでは一年間で国内の豚の総数が1/5に減少したとの報告もあります）
- ・今後も海外からの侵入に常に警戒し、発生予防に努めることが重要です。
- ・過去の事例から、清浄国でアフリカ豚コレラが発生する原因は、ウイルスに汚染された航空機や船舶から出る厨芥残渣を豚に給餌したことによるものです。発生国からの肉製品等の持込みは、機内食も含め堅く禁じられていますので、これらの国々を訪れた際には、畜産関連施設への立入も極力控えていただくとともに十分に御注意ください。

## 2005年以降OIEに発生報告のあった国

～アフリカ(26カ国)～

アンゴラ      チャド  
 ベナン        コンゴ民主共和国  
 ブルキナファソ    コンゴ共和国  
 ブルンジ       ガーナ  
 カメルーン        ギニアビサウ  
 カーボヴェルデ   ケニア  
 中央アフリカ      マダガスカル

マラウイ        南アフリカ  
 モーリシャス    タンザニア  
 モザンビーク    トーゴ  
 ナミビア        ウガンダ  
 ナイジェリア    ザンビア  
 ルワンダ  
 セネガル

～ヨーロッパ(7カ国)～

アルメニア  
 アゼルバイジャン  
 グルジア  
 イタリア(サルジニア島に限る)  
 ロシア  
 ウクライナ  
 ベラルーシ

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	ロシア	8月28日	牛	A
		9月4日	牛	A
		9月14日	牛	A
		9月22日	牛、豚	A
		9月28日	牛	A
	中国	9月5日	牛	A
		9月24日	牛	A
モンゴル	9月18日	牛	A	
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	6月28日～7月15日	家きん、野鳥	H5N1
		7月17日～7月24日	家きん	H5N1
		7月26日～8月9日	家きん	H5N1
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾	9月9日	家きん	H5N2
狂犬病	台湾	継続中	犬、 イタチアナグマ	

10月1日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。  
 家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

# 11月は畜産環境月間です！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」施行を機会に、熊本県では毎年11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ✓ 堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料(コンクリートやビニールなど)で整備し、堆肥化施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ✓ 堆肥化処理施設等は定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ✓ 家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

なお、管理基準に沿った管理を行わない場合は、県知事による指導・勧告を行うことがあります。

また、管理基準以下の経営においても、管理基準に準拠し、適正に管理することが必要です。

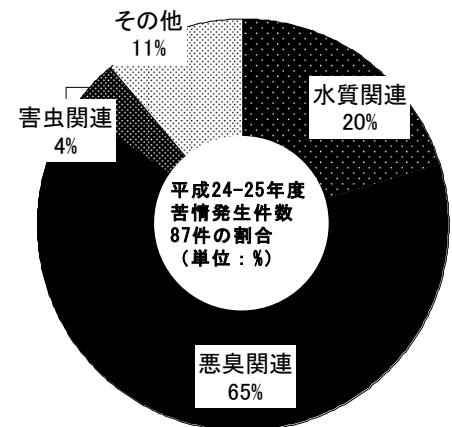
## 環境に配慮した畜産経営を！！

○畜産業において、家畜排せつ物の適切な管理は義務であり、日頃から点検し、地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

○畜産環境の苦情の半数以上は悪臭に関するものです。悪臭対策は畜舎からのふん尿の早期搬出や畜舎内外の清掃、圃場での散布後の速やかな耕起を行うなど、家畜の飼養・生産に伴う悪臭を防止、低減させる取組が重要です。

○県では関係団体と連携して熊本県耕畜連携推進協議会を設置し、家畜排せつ物の適切な管理を通じて生産された、良質な堆肥の情報等を提供するなど、環境保全型農業や耕畜連携を推進しています。詳しくは、「くまもと堆肥ネット」をご参照ください。

<http://kouchiku.aso.ne.jp/index.html>



## お問い合わせ先

- お近くの地域振興局農業・普及振興課
- 熊本県耕畜連携推進協議会事務局  
096-333-2398 (熊本県畜産課)  
096-328-1025 (JA中央会・連合会 営農生活センター)

